令和4年度 指名停止状況

番号	指名停止業者名	指名停止の期間			松友信儿 0.四十
● 一		自	至	月数	指名停止の理由
1	トッパン・フォームズ株式会社 岐阜営業所 小林クリエイト株式会社 名古屋第二営業部	R4. 4. 28	R4. 9. 27	5箇月	(独占禁止等違反行為) 日本年金機構が発注する特定データプリントサービス の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令を受けた。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条(別表第2第3号)に該当するため。
2	株式会社佐竹組	R4. 6. 15	R5. 2. 14	8箇月	(競争入札妨害又は談合) (競争入札妨害又は談合) (機佐竹組の社員が、養老町発注の養北こども園西園舎 解体工事において、同町職員から入札情報を入手し、公 正な入札を妨害したとして、令和4年5月11日に公契約関 係競売入札妨害の容疑で岐阜県警に逮捕された。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止 措置要領第2条(別表第2第5号)に該当するため。
3	株式会社錢高組 名古屋支店	R4. 8. 10	R5. 4. 9	8箇月	(競争入札妨害又は談合) (競争入札妨害又は談合) (機錢高組の元従業員が、防衛省近畿中部防衛局発注の 「岐阜(2)評価施設新設建築その他工事」において、公 契約関係競売入札妨害罪及び官製談合防止法違反の疑い で、令和4年5月31日に在宅起訴された。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止 措置要領第2条(別表第2第5号)に該当するため。

平口	指名停止の期間 指名停止の期間				长久 房儿 0.784
番号	指名停止業者名	自	至	月数	指名停止の理由
4	株式会社淺沼組 名古屋支店	R4. 10. 12	R5. 3. 11	5箇月	(競争入札妨害又は談合) (競争入札妨害又は談合) (機淺沼組の元営業所長が、千葉県市川市発注の「市川 市立塩浜学園校舎等取り壊し工事」において、公契約関 係競売入札妨害の容疑で、令和4年7月26日に千葉県警に 逮捕された。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止 措置要領第2条(別表第2第5号)に該当するため。
5	西日本電信電話株式会社 岐阜支店	R4. 11. 24	R5. 2. 7	2. 5箇月	(独占禁止法違反行為) 広島県と広島市が発注した学校用パソコン等の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会より排除措置命令を受けた。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条(別表第2第3号)に該当するため。 ※課徴金減免制度対象事業者のため、指名停止期間を2分の1に短縮
6	株式会社 大塚商会 中部支店	R4. 11. 24	R5. 2. 7	2. 5箇月	(独占禁止法違反行為) 広島県と広島市が発注した学校用パソコン等の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条(別表第2第3号)に該当するため。 ※課徴金減免制度対象事業者のため、指名停止期間を2分の1に短縮
7	中外テクノス株式会社 中部支社	R4. 11. 24	R5. 4. 23	5箇月	(独占禁止法違反行為) 広島県と広島市が発注した学校用パソコン等の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条(別表第2第3号)に該当するため。

番号	指名停止業者名	指名停止の期間			指名停止の理由
1 1 1 1 1		自	至	月数	11名 伊工 の 连田
8	株式会社 ニチイ学館	R4. 12. 7	R5. 3. 6	3箇月	(独占禁止法違反行為) 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医療事務 の入札等について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の 禁止)の規定に違反する行為があったとして、令和4年10 月17日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納 付命令を受けた。 このことは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止 措置要領第2条(別表第2第3号)に該当するため。